

平成 31 年 2 月 20 日

各位



**当行が経済産業省「標準化活用支援パートナーシップ制度」に基づき
サポートした標準化案件が、JIS制定されました！！**

株式会社池田泉州銀行（頭取 CEO 鶴川 淳）のサポートにより平成 28 年 10 月 11 日付で「新市場創造型標準化制度」の対象となった、「株式会社アクロエッジ」（所在地 大阪府枚方市、代表取締役 中宗憲一、以下「㈱アクロエッジ」）の「硬化樹脂収縮率連続測定方法」に関する標準化案件が、平成 31 年 2 月 20 日（水）JIS（日本工業規格）制定されましたのでお知らせします。

今回の JIS 制定により、㈱アクロエッジの持つ技術・製品が客観的に評価され、市場での信頼性向上や他社との差別化が期待できます。

池田泉州銀行では、「新市場創造型標準化制度」を地元の中堅・中小企業に普及することを目的に、平成 27 年 11 月に経済産業省が創設した「標準化活用支援パートナーシップ制度」における“パートナー機関”として「標準化」に関するサポートを実施してまいりました。なお、パートナー機関による標準化案件が JIS 制定されるのは全国で 5 件目（当行 2 件目）となります。

今後とも、池田泉州銀行は優れた技術を持つ中堅・中小企業を研究開発段階から市場化までトータルでサポートしてまいります。

【 JIS 制定された規格の概要 】

規格名称	紫外線硬化樹脂及び熱硬化樹脂の収縮率連続測定方法
規格番号	K 6941
概 要	紫外線硬化樹脂・熱硬化樹脂の硬化の状態を連続的に測定し、硬化収縮率を評価する方法

※本件に関する経済産業省のプレスリリースは以下のアドレスよりご確認ください。

<http://www.meti.go.jp/press/2018/02/20190220001/20190220001.html>

※㈱アクロエッジの標準化案件に関する当行のプレスリリース（平成 28 年 10 月 11 日付）は別紙をご参照ください。

以上

経済産業省「標準化活用支援パートナーシップ制度」当行第 2 号！！

地元企業の優れた技術・製品に関する「標準化」をサポート

平成 28 年 10 月 11 日（火）、株式会社池田泉州銀行（頭取 藤田博久）のサポートにより、「株式会社アクロエッジ」（所在地 大阪府枚方市、代表取締役 中宗憲一、以下「㈱アクロエッジ」）が、経済産業省が創設した「新市場創造型標準化制度※1」を活用して標準化テーマを進めることが決まりましたのでお知らせします。

池田泉州銀行では、「新市場創造型標準化制度」を地元の中堅・中小企業に普及することを目的に、平成 27 年 11 月に創設された「標準化活用支援パートナーシップ制度※2」における“パートナー機関”として「標準化」に関するサポートを実施してまいりました。平成 28 年 3 月に全国第 1 号案件をサポートして以来、本件は 2 件目となります。パートナー機関がサポートした「標準化案件」は、本件を含め全国で 6 件あり、うち 2 件が当行によるものとなります。

今回「標準化」の対象となったのは、㈱アクロエッジが独自に改良を続けてきた「樹脂硬化収縮測定装置」に関する技術です。「標準化」の活用により、㈱アクロエッジの持つ技術・製品の市場での信頼性向上や、他社との差別化による「樹脂硬化収縮測定装置」の市場化を応援します。また今後の企業規模拡大を見込み、人材マッチングを行うなど、継続してサポートを実施してまいります。

池田泉州銀行は優れた技術を持つ中堅・中小企業を研究開発段階から市場化までトータルでサポートしていきます。

（※1～2 は別紙をご参照下さい。）

「新市場創造型標準化制度」の活用が決定されたテーマの概要

◆提案企業

㈱アクロエッジ

◆提案テーマ

「硬化樹脂の硬化収縮率連続測定方法」に関する標準化

◆提案内容の概要

樹脂が硬化することについて、これまでは硬化前と硬化後とにおける違いの評価手法に留まっていたのに対し、広く産業分野において樹脂の硬化状況を連続的に把握することが必要とされていることから、樹脂が硬化する際の収縮率を連続的に測定する測定方法を標準化。



※本件に関する経済産業省のプレスリリースは以下のアドレスよりご確認ください。

<http://www.meti.go.jp/press/2016/10/20161011001/20161011001.html>

以上

【(株)アクロエッジの概要】

商号	株式会社アクロエッジ
所在地	大阪府枚方市長尾谷町 1-70-1
代表者	代表取締役 中宗憲一
資本金	2,000 万円
設立年月	昭和 61 (1986) 年 12 月
主な事業内容	分析機器、センサーの製造販売

※1【新市場創造型標準化制度】

中堅・中小企業等が開発した優れた技術や製品を国内外に売り込む際の市場での信頼性向上などの有力な手段となる「性能の評価方法」等の標準化を支援するため、平成 26 年 7 月に経済産業省が創設した制度です。

例えば、①企業 1 社では業界内の調整が困難、②中堅・中小企業等で、標準の原案を作成することが困難、③複数の業界にまたがる等の場合に、「新市場創造型標準化制度」を活用することで、従来の業界団体でのコンセンサス形成を経ずに、迅速な国内標準化（JIS 化）や国際標準（ISO/IEC）提案が可能になります。

※2【標準化活用支援パートナーシップ制度】

自治体・産業振興機関、地域金融機関、大学・公的研究機関等と「一般財団法人日本規格協会」が、地域の中堅・中小企業等における標準化の戦略的活用を連携して支援することを目的に、平成 27 年 11 月に経済産業省が創設した制度です。

平成 28 年 10 月現在、日本全国で 107 機関（うち、大阪府下は 5 機関）が本制度の登録を受けています。

以上